

『給与支払報告書』

提出期限は、一月三十一日です

お店のご主人や会社で経理を担当している方は、毎年のごとですが、次のことをお願いします。

従業員（臨時・パートの人も含む）がいる個人事業主の方や所得税で青色申告を提出している方で、事業専従者のお店のご主人、会社などに勤務している従業員に「昭和五十八年一月一日から十二月三十一日までの間」（中途退職者の場合退職時以降）に支払った給料や賞与などの

合計額を、すでにお手もとにお届けしてある給与支払報告書に記入のうえ、一月三十一日までに市役所税務課へ提出して下さい。

「給与支払報告書」の提出は、個人や法人などの事業の形態、従業員数、青色専従者数、また支払金額の多少などにはいっさい関係なく、その者に支払った五十八年中の一年間の給料・賞与などの総支払額、年末調整の際控除した配偶者扶養親族・障害者等の数、社会保険料・損害保険料

1月の美化推進事業

屋外広告物の整理

屋外の違反看板

はり紙等の撤去

屋外広告物は美観風致の維持や公衆の危害防止のため掲示が制限されております。自己の敷地内に自家用看板や標札類を表示するもの以外は、知事等の許可を受けて設置することになっております。許可を受けずに設置したものや、許可期限の過ぎた看板類は設置者において除去しましょう。自然は大切に、自然の美観を守りましょう。

生命保険料等の金額および徴収した税額等を記入していただくようになっていきます。

この「給与支払報告書」の用紙は、三枚一組と四枚一組の二種類あり、一般の従業員など給与等の支払いを受ける方には三枚一組の用紙を使って、二枚を税務課へ提出していただきます。

つぎに、五十八年中の給与の収入金額が五〇〇万円をこえる人や、法人などの役員（一年間の給与の収入金額が一五〇万円をこえる人）は、四枚一組の用紙を使っていたら、二枚を税務課へ、一枚は源泉徴収票として大月税務署へ、残り一枚を本人に渡して下さい。

なお、この「給与支払報告書」の提出に関して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く収入がない人は（例えば農業収入、営業収入、不動産収入などをいいます）この事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。ただし、つぎのような方は申告していただかなければなりません。

- ① 病院等に支払った医療費な

どの控除を受けようとする人

② 災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人

③ 住宅を新築して住宅取得控除を受けようとする人

④ 住宅ローン控除を受けようとする人

などは確定申告書または市県民税の申告書に領収書・証明書等の書類を添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。

事業主など給与の支払いをする方は、もれのないようにすべての従業員の都留市分を、市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出して下さい。

また、枚数の不足やその他お問い合わせは、税務課へお願いします。

なお、あなたの事業所の従業員で、都留市以外の市町村から通勤している人の場合、その人の五十九年一月一日現在の住所地の市役所や役場へ提出することになっていきますのでご注意ください。

譲渡所得の「お尋ね」

お早めに！

土地や建物を売った利益（譲渡所得）に対して、所得税等がかかります。

昨年中に土地・建物等を売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

該当者には、日時を指定した通知書が大月税務署より送付されますので、関係書類等を持参のうえ市役所税務課まで提出をお願いします。

この「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行っていただくこととなります。

『償却資産』の申告

償却資産の所有者は、毎年一月一日現在を以って、償却資産の申告をしていただくことになっていきます。

申告書の提出は一月三十一日（火）までとなっていますが、わずれずに提出して下さい。なお、用紙のない人は税務課資産係（☎三一一一）（☎二五三）へ請求して下さい。